

～ 令和6年度 定期人事異動 ～

◇組織改編と人事異動の基本方針について

令和6年4月1日付けの定期人事異動については、次の基本方針に基づき行うこととしました。

昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、その影響も徐々に薄れ、ようやく日常の生活に戻りつつあります。このような状況のもと、編成した令和6年度当初予算では、「行政の継続性や市民生活への影響等が第一義的に配慮されるべき」との方針により、子育て世代から高齢者までのすべての世代の方々が、本市の素晴らしさを実感できるよう、各分野の施策を勘案した編成となっています。また、全国的にも喫緊の行政課題である「人口減少対策」にも、これまで以上に取り組んでいく必要があります。

新年度に実施する主な事業としては、子育て世代から選ばれるまちの実現に向け、令和4年度から重点的な取り組みとして推進している『小松島市子育て世代応援プロジェクト』にかかる施策として、「子どもはぐくみ医療費助成事業」の拡充や公立保育施設での「病児保育事業」の実施など、子育て支援施策をさらに深化させることとしております。

防災対策については、耐震改修をさらに推進するため、「耐震改修支援補助金」の拡充や和田島北部地区で進めている特定避難困難者解消に向けた津波避難施設の整備にも取り組んでいくこととしています。

また、新小学校の建設、本港地区活性化事業のほか、一般廃棄物処理施設の整備など、大規模プロジェクトの実施が見込まれており、長期的に持続可能な収支見通しに立った財政基盤の構築に向け、「選択」と「集中」を前提とした優先度に基づき、事業を厳選したうえで、実施していく必要があります。

以上のことから、このたびの人事異動にあっては、複雑多様化する行政ニーズの変化に的確に対応できる人材の育成・活用や組織パフォーマンスが最大限発揮できるような適材適所の人事配置を目標としました。

特定事業主行動計画に基づき、引き続き女性職員を積極的に登用し、男女を問わず、

仕事と家庭の調和にも最大限配慮した体制としています。

将来的な人口減少を見据え、持続可能なまちづくりを推進するため、組織体制を整備し、重点事業に人員を配置した結果、令和6年度当初における職員数は、403名となっております。

◆主なポイント

1 政策的諸課題に積極的に取り組むための人員の重点配置

戦略的な政策推進を図るため、懸案事項を抱える部署、将来を展望した課題に迅速に対応すべき部署へ重点的に人員を配置する。

2 自己申告や人事評価の結果に基づく適材適所の配置

職員の適性、能力及び経験が生かせる部署への配置に努める。

3 女性職員の積極的な登用

女性職員の職域拡大を進め、適性や能力が生かされる部署へ積極的な登用を行う。

4 人材育成のためのジョブローテーション

多様な業務を経験させることにより、職員個々の資質向上と組織の活性化を図る。

5 職員の人事交流や派遣の推進

職員相互の人事交流や外部機関への派遣を実施する。

6 再任用職員の任用

定年退職者を再任用職員として任用し、その知識と経験を生かした人材の活用を図る。

◇今回の組織改編と人事異動の主な内容

1 組織改編

- ① 高齢化や人口減少などの社会情勢の変化により、複雑複合的な問題を抱えたまま、必要な支援につながない方を支援する「重層的支援体制整備事業」の実施に向け、介護福祉課内に「**地域共生社会推進室**」を設置し、地域共生社会の実現を目指します。

- ② 昨年3月に策定した「みなとまちづくり基本構想」に基づき、新たな交流施設の整備等をより強力に推進していくため、商工観光課内に「**本港地区活性化推進室**」を設置します。また、部課をまたぐ連携体制として整備していた「本港地区活性化プロジェクトチーム」を廃止し、新たに「にぎわい・アクティブ交流エリア」、「癒やしと憩いの空間」において、それぞれのエリアに連絡調整会議を設置し、事業の進捗状況や連携体制を強化し、円滑な事業実施体制を整備します。

- ③ 全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもに対し、母子保健と児童福祉の両機能により、一体的な相談支援を行う機関である「こども家庭センター」について、本年7月からの開設に向け、保健福祉部内に「こども家庭センター開設準備担当」を設置し、開設後の事業が円滑に進められるよう準備体制を整備します。

- ④ 商工観光課内の「産業雇用企画室」と「みなとにぎわい推進室」を廃止し、事務分掌を整理します。

2 人事異動と人員配置

- ① 介護福祉課内に新たに設置する「地域共生社会推進室」に7名の職員を配置し、地域共生社会の実現を目指します。
- ② 保健福祉部内に「こども家庭センター準備担当職員」を2名配置し、本年7月から「こども家庭センター」の業務が円滑にすすめることができるように準備体制を整備します。
- ③ 職員の人事交流や派遣については、徳島県へ2名（消費者庁行政実務研修生、保健福祉政策課）、徳島県後期高齢者医療広域連合へ1名を引き続き派遣します。
- ④ 定年延長制度における役職定年者のこれまでの経験や知識を業務に生かすとともに、後輩職員の育成にもつなげる人事配置を行います。
- ⑤ 14名を再任用職員として任用し、経験や知識を生かした部署へ配置することにより、人材の活用と組織力の向上を図ります。
- ⑥ 課長級への女性職員を積極的に登用などにより、女性管理職の割合は、32.3%（特定事業主行動計画目標値 30%）となっています。

3 異動規模

組織・機構や主な業務については行政機構図のとおりであります。令和6年4月1日現在において、市長直轄組織には「にぎわいづくり推進本部」、市長部局では、6部1局(福祉事務所含む)24課8室で、教育委員会においては、3課3室となっております。

また、職員の異動総数は103名で、中規模の異動となりました。

※市長部局の6部1局24課とは、会計管理者に属する会計課、企業管理者に属する水道課、消防本部、教育委員会各課は含んでおりません。